

第3章 服務

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の服務の宣誓に関する条例

昭和46年9月25日条例第6号

最終改正 令和4年2月16日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を管理者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は管理者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月22日から適用する。

付 則（令和4年2月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し
且つ擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に
運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実且つ公正に職
務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名